

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく

緊急事態宣言

4月7日～5月6日

自分自身と大切な人の命を守るために

いま、一人ひとりができることを

□ 不要不急の外出は自粛してください。

※ 通勤、通院、生活必需品の買い物などの自粛を求めるものではありません。

□ 3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けてください。

□ 手洗い、咳エチケットなど感染予防対策を徹底してください。

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

(電話:06-6489-6165 ファックス:06-6489-6166)

新型コロナウイルス関連情報

市民のみなさまへ(市長メッセージ)

※4月7日更新

尼崎市を含む7都道府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。爆発的感染拡大を防ぎ、多くの人の命を救うための取組です。期間は4月7日から5月6日までです。

人ととの接触を大幅に減らすため、市民の皆様は外出を控えてください。とりわけ、夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用は控えてください。

一方で、通院、必要不可欠な職場への通勤、生活必需品の買物、健康維持のための散歩やジョギングなど、生活維持に必要な外出は可能です。これまで以上に一人一人が行動を変え、感染予防対策の徹底をお願いします。

尼崎市では、保健所における積極的疫学調査の速やかな実施に加え、帰国者接触者外来の拡充と無症状・軽症者受入れ施設の確保に向けて取組を進めています。引き続き、市内感染状況や感染拡大予防についての正確な情報発信に取組みます。

また、すでに実施している高齢者・障害者施設への消毒液等の配付に加え、休業中の子どもたちの学習・運動支援と困難を抱える家庭の子どもたちへの対応、市内事業所の状況把握と対策など、私たちの生活を支えるために必要な取組を迅速に進めます。

市民のみなさま、「食事、適度な運動、休養や気分転換、睡眠などで抵抗力を高める」ということを基本に、お互いの距離をとる今こそ、心を寄せ合い、オールあまがさきで感染拡大を防ぎましょう。

みなさまの引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長
尼崎市長 稲村 和美

新型コロナウイルス感染症について

- 尼崎市において、新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。
- 市民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染対策を心掛けてください。

ご相談窓口について

次のいずれかに該当する方からのご相談

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ※なお、高齢者、妊婦、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合はご相談ください。

帰国者・接触者相談センター

平日／7:00～21:00
土、日及び祝日／8:00～19:00

電話：06-4869-3015
FAX：06-4869-3049

上記以外の方からのご相談

一般相談ダイヤル

平日／7:00～21:00
土、日及び祝日／8:00～19:00

電話：06-4869-3008
FAX：06-4869-3049